

## “体育館・体育施設 利用料金のお支払いについて”

施設利用料金のお支払いについては、**原則、利用される日の前日までにお支払い**をお願いします。

例：4/20（土）利用の場合 →4/19（金）までに、

下記の場所にてお支払いをお願いします。

支 払 先：菊川市民総合体育館（菊川市赤土 1070-1） 月～金 8:00～18:30

堀之内体育館（菊川市堀之内 61・菊川市役所北） 月～金 8:00～17:00

**※水曜日は 18:30 まで延長**

両体育館窓口で、現金にてお支払いをお願いします。

菊川市スポーツ協会グループ

TEL：0537-73-5600